

供給者の不適合に対する処置

＜処置の流れ＞

不適合発生 → ① 購買部門長の聞き取りによる記帳 → ② 判断基準のレベルにより処置を取る

＜管理方法＞ 仕入先不適合品処置管理表に記入

判断基準

＜段階＞	＜判断内容＞	＜処置内容＞
レベル1	月内に1～2回の不適合発生時	注意を促し、原因を確認する
レベル2	月内に3回目 または <u>重大な不適合発生時</u> または顧客から要求があった場合	不具合是正処置要求書を発行→対策案の実施 仕入先評価表の再評価
レベル3	対策案実施後の不適合発生時	工場を視察し、計測器・5Sをチェックする 仕入先評価表の格下げ
レベル4	対策案に対して未対応のまま不適合発生	取引継続または、停止について営業部門 購買部門の部門会議を開き審議する

補足： 重大な不適合発生とは、今後、顧客との取引に影響が出るものとする。
監視期間は、各レベルにおいて1ヶ月間とする。ただし、レベル3以上で1ヶ月以内に次の発注が無く、効果の確認が取れなかった時は、次回の類似品で効果の確認を実施する。